

紹介手数料の返金制度

雇い入れ後3ヶ月以内に対象者が自己都合により退社した場合又は対象者の責めに帰すべき事由により解雇した場合は、乙は甲に対し次の基準により紹介手数料の一部を返還するものとする。

- | | |
|------------------------|----------|
| (1) 雇入れ後1ヶ月未満の場合 | ①の金額の50% |
| (2) 雇入れ後1ヶ月を超え2ヶ月未満の場合 | ①の金額の30% |
| (3) 雇入れ後2ヶ月を超え3ヶ月未満の場合 | ①の金額の10% |

但し、以下に該当する場合は、いかなる理由によっても、返還しないものとする。

- (1) 派遣先の都合により解雇した場合。
- (2) 求人対象業務以外に従事して、自己都合退職した場合。
- (3) セクハラ・パワハラ等のハラスメントが原因で退職した場合。

令和1年11月1日

株式会社鳥山木工所
代表取締役社長 鳥山 保政